

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合すること	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地の基本方針」、「3. 中心市街地活性化の目標」に記載のとおり、特長や魅力を生かした中心市街地の形成を目指している。
	認定の手続き	「9. (2) 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり、本基本計画の内容については、法第15条に基づく中心市街地活性化協議会との協議を行った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載のとおり、法第2条に基づく中心市街地の3つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載のとおり、市の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載のとおり、中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方のもとに、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置付け等を行っている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載のとおり、主要な事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、都市計画法やその他の法令に基づく種々計画との調和、整合を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8に、「3. 中心市街地の活性化の目標」を達成するために必要な事業等を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」と4から8までの事業等の関連性を、「3. (2) 目標指標の設定の考え方、(3) 数値目標の設定」の中で説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に掲げた事業等に、具体的な事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に掲げた事業等に、令和6年度までに完了もしくは着手する具体的な実施時期を記載している。